

年末調整に係る マイナンバーの取扱業務について

【ポイント】

1. 従業員等（給与所得者）の手続き

- ①従業員は、平成28年1月以降に提出する扶養控除等申告書から、従業員本人の個人番号の記載が必要になります。
- ②従業員本人の個人番号以外に、控除対象配偶者や扶養親族についても、個人番号の記載が必要です。

2. 事業主（給与の支払者）の手続き

- ①事業主は、扶養控除等申告書の提出を受ける際に、次のいずれかの書類により、番号法に定める本人確認を行う必要があります。
 - ・給与所得者本人の個人番号カード
 - ・給与所得者本人の通知カード及び免許証などの写真付身分証明書※従業員の本人確認は事業主が行う必要がありますが、控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は従業員本人が行うこととなります。
- ②事業主は、平成28年1月以降、従業員から提出を受ける扶養控除等申告書から、事業主の個人番号の記載が必要です。

年末調整にお越しの際は下記の方の
マイナンバーをお忘れなく!!

- ★事業主の個人番号
 - ★従業員の個人番号
 - ★従業員の控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号
- ※専従者給与の方も同様の取扱いとなります。